# ACSES ニュースレター_２１６５号（2021 年 8 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・２０代男女５４人が食中毒、定食を食べて…埼玉県消防学校の食堂　ウエルシュ菌を検出、営業停止に〈新聞報道〉
・カップアイス 909 個を回収、検査で大腸菌群陽性　京都〈新聞報道〉
・地盤調査で 33 件データ偽装　　愛媛の会社、四国 3 県で〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第一原発 処理水の海洋放出 政府の風評対策案明らかに〈放送報道〉
・福島の帰還困難区域、２０年代に全域で解除へ…住民意向調査し除染開始〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1459 号）〈官報〉
[4] 廃棄物関係
◇残土処分、10 府県が例外規定　　場所不足、業者に選定委任〈Web 報道〉
◇プラ製品 12 品目の提供削減へ　　スプーンや歯ブラシなど〈Web 報道〉
[5] 温暖化対策関係
◇令和３年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業の実施について〈厚生労働省〉
◇2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の対策をとりまとめ～「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」の公表 ～〈環境省・経済産業省〉
◇電力の脱炭素支援、再エネ導入で最大 75%補助　環境省〈新聞報道〉
◇「脱炭素社会を問う」求められる気候正義の視点とは？ 気鋭の経済思想家と温暖化研究の第一人者が徹底討論〈Web 報道〉
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　　２件
[7] その他省庁発表　　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　　３件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：２件
[付録]
◇学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）〈文部科学省〉
・学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 37 号）〈官報〉

立葵（タチアオイ）

**********

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***その他の事故、事件***

・２０代男女５４人が食中毒、定食を食べて…埼玉県消防学校の食堂　**ウエルシュ菌**を検出、営業停止に

＜埼玉新聞　2021 年 8 月 23 日＞　https://nordot.app/802317441481555968?c=39546741839462401

埼玉県は２２日、鴻巣市の県消防学校の食堂でウエルシュ菌による食中毒が発生したとして、２２～２４日まで３日間の営業停止処分にしたと発表した。営業者の給食事業会社イートランド（本社・宇都宮市）は、１８日から食堂の営業を自粛している。

食品安全課によると、１７日の午後６時半から、食堂の定食などを飲食した１０５人のうち、学生の２０代男女５４人が腹痛や下痢などを発症。うち６人は１８日に医療機関を受診し、同日に学校関係者から「学生複数名が今朝から体調不良」と連絡があった。鴻巣市保健所が調査したところ、患者２５人からウエルシュ菌が検出され、患者が共通で飲食した場所が限られることなどから、同食堂で提供された食事が原因と判断した。全員快方に向かっているという。

---

・カップアイス 909 個を回収、検査で**大腸菌**群陽性　京都

＜京都新聞　2021 年 8 月 20 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/622084

京都府南丹保健所は２０日、成分規格検査で大腸菌群が陽性になったとして、南丹市美山町の業者が製造したアイスミルク９０９個について、回収命令を出した。健康被害の情報はない。

同町の美山ふるさとが７月２６日に製造したカップ入りの「美山愛す　ミルク味」（１３０ミリリットル）。陰性であるべき大腸菌群が陽性だったという。主に同町の道の駅にある「ふらっと美山」で販売していたが、既に回収した。

同保健所は近く立ち入り検査し、原因などを調べる。同社は「製造管理を再度徹底、強化したい」とした。

---

・地盤調査で 33 件データ偽装　　愛媛の会社、四国 3 県で

＜共同通信　2021 年 8 月 22 日＞　https://nordot.app/802066659814539264?c=39546741839462401

松山市の地盤調査会社「ハイスピードコーポレーション」が、香川、愛媛、高知の四国 3 県で住宅やアパートを建てる前に実施した地盤調査 33 件のデータを偽装していたことが 22 日、同社への取材で分かった。偽装があったのは昨年 9 月～今年 4 月の調査。同社は再調査し、いずれの建物にも影響は及ばないとしている。

同社によると、20 代の男性社員（当時）が、別の現場の調査データを転用するなどして偽装していた。33 件のうち 24 件は愛媛県、8 件は高知県、1 件は香川県での調査だった。元社員は聞き取りに「楽をしたかった」と話したという。

---

□***大災害、原発事故対策***

**[福島原発事故]**

・福島第一原発 処理水の海洋放出 政府の風評対策案明らかに

＜NHK　2021 年 8 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210822/k10013216481000.html

東京電力福島第一原子力発電所にたまるトリチウムなどを含む処理水を海に放出する方針を決めたことを受けて、農林水産物などへの風評被害を抑えるために政府が関係閣僚会議でまとめる対策の案が分かりました。

対策の案は、処理水の放出によって風評を生じさせないことと、風評に打ち勝ち、事業を継続できる仕組みの構築が柱となっています。

案では、公正な取引が行われるよう流通業者などに適切に指導し、必要に応じて取り引き実態を把握することやスーパーの販売員や旅館の従業員などが安全性について科学的に説明できるよう理解を深めるセミナーの開催などが盛り込まれています。
また、農林水産物を扱う企業などを対象にした相談窓口を東北を中心とした太平洋沿岸部の自治体や国の関連団体などに設けることや福島県を中心に原発事故で影響を受けている漁業者を対象にした支援事業を青森県から千葉県まで拡大することなども盛り込まれています。
ただ、多くは既存の対策の強化や拡充となっていて、風評被害が依然として残る中、対策の実効性がこれまで以上に問われることになります。
この案は、近く開かれる関係閣僚会議で、正式に決まる見通しです。
---

・福島の帰還困難区域、２０年代に全域で解除へ…住民意向調査し除染開始
＜読売新聞　2021 年 8 月 23 日＞
政府は、東京電力福島第一原発事故による福島県の帰還困難区域のうち、住民が戻れるめどが立っていない地域について、２０２０年代に希望者が帰還できるよう避難指示を解除する方針を固めた。今後、住民の意向を調査し、住宅などの除染を進める。今月末にも原子力災害対策本部を開き、正式決定する。
　放射線量が高く、住民が住むことができない帰還困難区域は福島第一原発周辺の７市町村（南相馬市、飯舘村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）の計３３７平方キロで、約２万人が住民登録している。
　このうち、住民の６割を占める６町村の２７・５平方キロは、国が集中的に除染やインフラ整備を進める「特定復興再生拠点区域（復興拠点）」になっており、２２～２３年春の避難指示解除が予定されている。一方、復興拠点外の地域は方針が示されず、地元自治体は早期に解除時期を示すよう求めていた。
　復興拠点外の解除について、具体的なスケジュールが示されるのは初めてで、復興庁幹部は「高齢の避難者も多く、住民が早く戻れるよう取り組みたい」と話す。ただ、原発事故から１０年半近くがたち、避難先で定住が進んでいる。政府は自治体ごとに調査チームを設け、１年以上かけて個別に意向を確認する方針だ。
　除染の範囲は、自治体と協議して決定し、費用は国が全額負担する。復興拠点外の除染や住民の帰還の促進を法的に位置づけるため、２３年の通常国会で福島復興再生特別措置法の改正を目指す。
　復興拠点外の解除については、自民、公明両党の東日本大震災復興加速化本部が７月２０日に菅首相に提出した第１０次提言に盛り込まれ、首相は「早急に具体化したい」と応じていた。
**********
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 8 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20597.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年８月 22 日版）
＜厚生労働省　2021 年 8 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20596.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・全国で 3 日連続 2 万 5000 人超 会食以外の集団感染も
＜テレビ朝日　2021 年 8 月 22 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000226317.html

・入院率 1 割切る東京、政府に危機感　病床確保要請の背景
＜朝日新聞　2021 年 8 月 23 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP8R63RCP8RUTIL02W.html?iref=comtop_7_01

・高校アイスホッケー大会で 138 人感染 苫小牧市長謝罪
＜朝日新聞　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP8R6Q5DP8RIIPE01V.html

・英、満員観戦で 6 千人超感染
サッカー欧州選手権
＜共同通信　2021 年 8 月 21 日＞　https://nordot.app/801632294909493248?c=39546741839462401
---

**[対策・予防]**

**◇政府、緊急事態再拡大を来週初めにも判断　全国で感染急増止まらず**

＜時事ドットコム　2021 年 8 月 21 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021082001006&g=pol

政府は２０日､新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言を７府県に発令した｡既に発令中の６都府県と合わせ、対象地域は計１３都府県に広がったが、全国で感染急増が止まらない状況が続く。菅義偉首相は来週初めにも関係閣僚と協議。感染状況の指標が悪化する北海道や愛知県などを念頭に、宣言再拡大の是非を判断する方針だ。

宣言の対象地域に追加されたのは茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡。先行する東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、沖縄とともに、期限はいずれも９月１２日まで。政府は人の流れを抑えるため、飲食店での酒類提供停止や、デパートの地下食品売り場など大型商業施設での入場制限を要請。集中的に対策を講じて、期限内の全面解除に全力を挙げる。

ただ、感染力が強いデルタ株の流行を受け、北海道と愛知県が宣言発令を国に要請。これに関し、加藤勝信官房長官は２０日の記者会見で「要請があった場合は速やかに検討を行うべきだというスタンスで取り組みたい」と述べた。

宣言をさらに拡大する場合でも、政府は９月１２日での解除を堅持したい考え。期限がずれ込むと、その後に予定される自民党総裁選や衆院選などの政治日程に影響を及ぼしかねないためだ。政府関係者は「９月１２日の期限を変えることはできないと思う」と指摘。その上で「対象地域の追加が遅くなると、期限を再延長する話になりかねない」と述べ、速やかに判断する方針を示した。

一方、宣言に準じた「まん延防止等重点措置」も、２０日から宮城、広島など１０県が追加され、対象地域は１６道県となった。重点措置のさらなる適用も、自治体からの要請があれば、政府は来週初めに判断する見通しだ。

**・政府 緊急事態宣言など拡大検討 方針固まればあすにも決定へ**

＜NHK2021 年 8 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210824/k10013219511000.html

新型コロナウイルス対策をめぐり、政府は、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の対象地域を、さらに拡大する必要があるかどうか検討を進めており、方針が固まれば、25 日にも専門家に諮ったうえで、正式に決定することにしています。

政府は、今月 20 日から緊急事態宣言の対象地域を 13 都府県に、まん延防止等重点措置の適用地域を 16 道県にそれぞれ拡大し、9 月 12 日までを期限に新型コロナウイルス対策を強化していますが、各地で感染状況が悪化しています。

このため、自治体からは宣言や重点措置の対象とするよう求める動きが相次いでおり、加藤官房長官は「基本的対処方針に沿って対応していく。要請があった場合には速やかに検討を行うという姿勢にのっとって対応したい」と述べました。

政府は、合わせて 29 の都道府県に出している宣言や重点措置の対象地域を、さらに拡大する必要があるかどうか検討を進めており、23 日、菅総理大臣が西村経済再生担当大臣や田村厚生労働大臣ら関係閣僚と対応を協議しました。

そして、24 日も菅総理大臣と関係閣僚による協議が行われることになっており、政府の方針が固まれば、25 日にも感染症などの専門家でつくる「基本的対処方針分科会」に諮ったうえで、対策本部で正式に決定することにし

ています。

**・無力な緊急事態宣言、役立てるため必要なこと**
**行動を変えるべきは国民ではない**
＜共同通信　2021 年 8 月 20 日＞　https://nordot.app/800700539445624832
　新型コロナウイルスの感染爆発が止まらない。１７日には東京都など６都府県の緊急事態宣言が９月１２日まで延長され、新たに７府県が宣言の対象地域に加わった。東京五輪とパラリンピックはついに、全日程を緊急事態宣言下で行うことになった。
　緊急事態宣言は完全に無力化されている。菅政権も前任の安倍政権も、宣言を出しても国民に外出自粛や営業自粛をただ漫然と呼び掛けるだけ。当然ながら感染拡大防止に失敗し、もはや国民は宣言の効力を信用しなくなった。減ることのない人出に政府がいまさらいら立っても「一体誰のせいだ」という言葉しかない。
---

**◇省庁発表**
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021年8月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

・小学校等の臨時休業等に関する支援を更新しました。
＜厚生労働省　2021年8月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html

・病床・宿泊療養施設確保計画
＜厚生労働省　2021年8月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00057.html

・新型コロナウイルス感染症の病床・宿泊療養施設確保計画について更新しました
＜厚生労働省　2021年8月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2021年8月20日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年8月23日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021年8月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

・医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System
＜厚生労働省　2021 年 8 月 20 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

・新型コロナウイルス感染症の影響により生活にお困りの皆さまへを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto_00012.html
---

**◇ワクチン、検査薬、治療薬等**
・新型コロナワクチンの開発状況について
＜厚生労働省　2021 年 8 月 23 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00223.html

・「助かる命も助からない」ワクチン未接種の若年層“重症化”の現場を見た
＜FNN プライムオンライン　2021 年 8 月 19 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/226400

・何がほかと違うのか　変異の詳細で見えたデルタ株「最強」の理由
＜毎日新聞　2021 年 8 月 23 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210822/k00/00m/040/114000c

・政府、３回目接種へ調整本格化　ワクチン効果維持図る―ＷＨＯは自制求める
＜時事ドットコム　2021 年 8 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021082100329&g=pol

・アストラ製接種、きょう開始　40～50 代の重症化抑制急ぐ
＜日経新聞　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC1976G0Z10C21A8000000/

・ワクチン打ちたくない若者　「知らない」のが最大の問題
＜朝日新聞　2021 年 8 月 23 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP8P5GBDP8BULBJ00R.html?iref=comtop_7_07

・ワクチン反対派女性がコロナ死、遺言は「子どもに必ず接種受けさせて」　米
＜時事ドットコム　2021 年 8 月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20210820041925a&g=afp

・米 FDA、ワクチン正式承認へ　　初の判断、義務化加速も
＜共同通信　2021 年 8 月 21 日＞　https://nordot.app/801638964130283520
　米紙ニューヨーク・タイムズ電子版は 20 日、米食品医薬品局（FDA）が初めて、新型コロナウイルスワクチンを 23 日に正式承認する見通しだと報じた。現在は公衆衛生上の非常事態として緊急使用が認められている。正式承認によって、公的機関や企業などでワクチン義務化の動きが加速する可能性がある。複数の関係者の話として伝えた。
　正式承認の対象となるのは、米ファイザー製。
　米疾病対策センター（CDC）によると、全米のワクチン完全接種率は 51％。正式承認が接種の後押しとなることが期待されている。
---

**◇<u>大学等関係</u>**
・世界で子どもの感染拡大
日本も増加、学校対策急務
＜共同通信　2021 年 8 月 21 日＞　https://nordot.app/801733837557956608?c=39546741839462401
---

**◇<u>マスコミ報道　見出し</u>**
・厚労省と都、都内の全医療機関に病床確保要請へ　政府初
＜朝日新聞　2021 年 8 月 23 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP8R52GDP8RULBJ00V.html?iref=comtop_list_01

・世界で子どもの感染拡大
日本も増加、学校対策急務
＜共同通信　2021 年 8 月 21 日＞　https://nordot.app/801733837557956608?c=39546741839462401

・子どもの感染増加傾向で夏休み後の学校は 対策徹底の一方で休校も
＜NHK　2021 年 8 月 20 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210820b.html

・子どもの感染急増 手洗い・消毒・換気の習慣づけを
＜FNN プライムオンライン　2021 年 8 月 22 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/227917

・「感染経路不明」患者の約 6 割に“感染リスクの高い行動歴”…どんな行動? 調査した医師に聞いた
＜FNN プライムオンライン　2021 年 8 月 22 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/227014

・専門家「テレワークだとサボる」を否定　「リモートは対面の質高める」
＜毎日新聞　2021 年 8 月 22 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210820/k00/00m/300/405000c

・「一日の感染者 5 万人」でも英国が「医療崩壊の心配ゼロ」の理由
＜JBpress　2021 年 8 月 21 日＞　https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/66583

・感染激減インドから日本へ「絶対参考にしないで…」
＜テレビ朝日　2021 年 8 月 23 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000226343.html
**********
[3] ***肥料***
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1459 号）
　　［官報］ 令和 3 年 8 月 23 日　本紙　第 559 号　6～7 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210823/20210823h00559/20210823h005590006f.html
肥料の新規登録 28 件が公示された。
**********
[4] ***廃棄物関係***
**◇残土処分、10 府県が例外規定　　場所不足、業者に選定委任**
＜共同通信　2021 年 8 月 21 日＞　https://nordot.app/801783717749194752?c=39546741839462401
　公共工事で発生した建設残土を巡り、国は発注自治体が処分先を確保するよう求めているにもかかわらず、福島や山梨など 10 府県が、処分を受注業者に委ねることができる例外規定を設けていることが 21 日、共同通信の調査で分かった。場所不足が原因だが、国は業者任せが不適正な処分の温床になるとしている。
　建設残土は再利用が原則で、処分に当たり法規制はない。再利用できない場合でも、国は発注者が定めた受け入れ先に運ぶ「指定処分」とするよう自治体に求めてきた。だが、市町村を含む自治体発注の土木工事では残土全体の 2 割程度、民間では 5 割程度を指定処分以外で処理しているという。

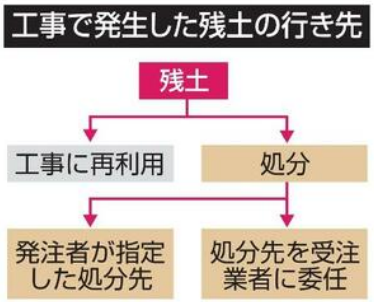


---
**◇プラ製品 12 品目の提供削減へ　　スプーンや歯ブラシなど**
＜共同通信　2021 年 8 月 22 日＞　https://nordot.app/802073326525956096?c=39546741839462401
　環境、経済産業両省は、プラスチックごみ削減を目的とした新法に基づいて、スプーンや歯ブラシ、くしなど使い捨てプラ製品 12 品目の提供削減を事業者に求める方針を固めた。事業者は、有料化や受け取り辞退者へのポイント還元などから具体策を選ぶ。新法の施行は来年 4 月 1 日とする予定。23 日に開く有識者会議に示し、秋に

も関連の政省令を定める。

これまで無料で提供されていたプラ製品の多くが影響を受けそうだ。コンビニで弁当を購入した際にスプーンを無料で受け取れなくなったり、ホテルの客室に歯ブラシが常備されず、希望者だけに提供されたりといったことが想定される。

**********

[5] ***温暖化対策関係***

◇令和３年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業の実施について

＜厚生労働省　2016 年 12 月 23 日＞　http://www.env.go.jp/press/109893.html

地域の影響に応じたきめ細やかな適応策を実施することを念頭に、地域の気候変動影響を把握することを目的として、国民参加による気候変動情報収集・分析事業を行います。令和３年度は、茨城県、栃木県、埼玉県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府／京都市、大阪府、香川県、愛媛県、那須塩原市に委託し、実施することとしています。

１．国民参加による気候変動情報収集・分析事業の概要

平成30年12月に施行された気候変動適応法に基づいた取組を推進するためには､地域の気候変動影響を把握し、影響に応じた適応策を計画、実施することが求められます。この点、地域住民や農業・水産業等の従事者、自然生態系を調査しているNGOなど、日々の生活や活動の中で気候変動影響を実感している国民は多く、それらの情報の中には､地方公共団体がこれまで気候変動影響と捉えていなかった重大な影響が含まれる可能性があります。これらの詳細な情報やデータを収集し、科学的な裏付けによって地域特有の気候変動影響を特定することは、きめ細やかな適応策を実施する上で必要不可欠なものです。

本事業は、気候変動適応法に基づき設置される地域気候変動適応センターが主体となって、ワークショップやホームページ、ヒアリング、アンケート等を通じた住民参加型の情報収集を行うとともに、収集した情報について分析等を実施することで、地域の気候変動影響を把握するものです。また得られた結果については、シンポジウム、ワークショップ等の開催、リーフレットの作成、ホームページへの掲載などを通じ、地域の気候変動影響の理解を深めることとしています。

２．受託地方公共団体

茨城県、栃木県、埼玉県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府／京都市、大阪府、香川県、愛媛県、那須塩原市

３．内容.

| | |
|---|---|
| 情報収集 | ・　区域内の学校（小中高校）との連携による情報収集<br>・　農業組合、漁業組合との連携による情報収集<br>・　市民向けワークショップによる情報収集<br>・　災害分野の気候変動影響と適応策<br>・　海水温の変化に伴う水産物の養殖適地変化<br>・　熱中症予防・暑熱対策に向けた情報収集<br>・　環境NPO等との連携による情報収集<br>・　森林組合との連携による情報収集<br>・　文化・伝統・観光に関わる組織・団体等を通じた情報収集　等 |
| 分析、妥当性の確認 | 文献調査、専門家へのヒアリング |
| 将来予測の実施 | ・　水稲、野菜等に関する農業影響予測<br>・　豪雨影響予測、河川水害・沿岸影響予測<br>・　熱中症発症の将来変化、影響予測　等 |
| 公表・普及啓発 | シンポジウム、ワークショップ等の開催、リーフレットの作成、ホームページへの公開等 |

----------

◇2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の対策をとりまとめ

～「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」の公表 ～
＜環境省　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/109915.html
＜経済産業省　2021 年 8 月 23 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210823001/20210823001.html?from=mj
取りまとめのポイント
〇2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿（あり方）
〇省エネ対策等の取組の進め方
---
◇電力の脱炭素支援、再エネ導入で最大 75%補助　環境省
＜日経新聞　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA17AIP0X10C21A8000000/
---
◇「脱炭素社会を問う」求められる気候正義の視点とは？
気鋭の経済思想家と温暖化研究の第一人者が徹底討論
＜共同通信　2021 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/796535515840020480
**********
[6] ***調査、公募、意見募集等***
**[公募結果、意見募集結果]**
◇令和３年度水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業採択結果について
＜環境省　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/109911.html
---
◇令和３年度二酸化炭素の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業委託業務の公募採択案件について
＜環境省　2021 年 8 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/109906.html
**********
[7] ***その他省庁発表***
◇理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令（文部科学省令第 38 号）
　　［官報］　令和 3 年 8 月 23 日　号外　第 192 号　1～11 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210823/20210823g00192/20210823g001920001f.html
**********
[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
**[開催案内]**
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）
＜厚生労働省　2016 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html
・第 67 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 16 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について
　　８月 25 日
＜厚生労働省　2016 年 12 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20547.html
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（３）その他
・産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会エネルギー構造転換分野ワーキンググループ（第 5 回）　　8 月 24 日
＜経済産業省　2021 年 8 月 23 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/41626
個別プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画（案）について（①製鉄プロセスにおける水素活用、②燃料アンモニアサプライチェーンの構築）
**********

[9] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・マダニ媒介ウイルス感染症、６０代男性が発熱し入院５日後に死亡

＜読売新聞　2021 年 8 月 22 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210822-OYT1T50146/

福岡県久留米市保健所は２２日、同県八女市の６０歳代男性が、マダニが媒介するウイルス感染症「重症熱性血小板減少症候群（ＳＦＴＳ）」を発症し、死亡したと発表した。

男性は発熱などの症状で１６日に八女市内の医療機関に入院し、１７日に久留米市内に転院。１９日の検査でＳＦＴＳと判明し、２１日に死亡した。

・高い致死率のマダニ感染症、農作業や登山は要注意…ペットの犬も感染

＜読売新聞　2021 年 8 月 10 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210809-OYT1T50171/

マダニにかまれて発症する「重症熱性血小板減少症候群（ＳＦＴＳ）」の感染が相次いでいる。７月には鳥取市内の女性が入院するなど、鳥取県内初の感染例が報告された昨年６月以降、３件発生。今年５月にはペットとして飼われている犬への感染も確認された。ＳＦＴＳは致死率が６～３０％と高く、夏休みにレジャーで野山に入ることも多くなることから、保健所などが注意を呼びかけている。

鳥取市保健所によると、市内の８０歳代の女性は全身にけいれんを起こして６月３０日に医療機関を受診。発熱のほか、意識と肝機能にも障害があり、７月１日に入院した。その後の検査で血小板と白血球の減少が判明し、県衛生環境研究所に検体を送ったところＳＦＴＳと確定した。

国立感染症研究所（東京）によると、ＳＦＴＳは２０１１年に中国で初めて確認された。国内では１３年１月に山口県で初の感染が報告されて以降、今年４月２８日現在で５９６人が感染し、うち７６人が死亡。死者を年代別でみると、８０歳代（３４人）、７０歳代（２２人）、６０歳代（１１人）の順で多くなっている。

ＳＦＴＳは、田畑での農作業中や野山での山仕事、登山の際にウイルスを保有しているマダニにかまれることで感染するケースが多い。鳥取市内の女性も発症前に毎日のように畑で作業していた。昨年６月８日に県内初の感染者となった西伯郡在住の６０歳代男性と、同８月に感染が確認された鳥取市内の７０歳代男性も発症前に山中にいたことがわかっている。また、犬や猫に感染するケースも報告されており、米子市では今年５月、ペットの犬への感染が県内で初めて確認された。

山や畑などに生息しているマダニは、３～１１月に活動を活性化させる。近年、ＳＦＴＳの感染例が増えているのは、狩猟者の減少などからマダニを媒介するシカやイノシシなどが増えていることなども指摘されている。

夏休みはレジャーで山に立ち入る機会は増え、特にコロナ禍では「密が避けられる」とキャンプの人気が高まっている。県健康政策課は「山に入る時には長袖、長ズボン、手袋をつけ、マダニが嫌がる忌避剤を噴霧するなど、かまれないようにする対策を十分に取ってほしい」としている。

◆ＳＦＴＳ ＝ウイルスを持ったマダニにかまれることで感染する。６日～２週間程度の潜伏期間を経て、発熱や嘔吐（おうと）、下痢などの症状が現れ、意識障害やけいれん、血が固まりにくくなるなどの症状が出る。有効な治療薬やワクチンはなく、吸血中のマダニを無理やり取り除こうとしても一部が皮膚の中に残り化膿（かのう）することもあるので、引き抜いたり、つぶしたりしないで、かまれたら速やかに医療機関を受診したほうがよい。

---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・がん細胞光らせ早期発見　　弘前大、診断法を実用化へ

＜共同通信　2021 年 8 月 21 日＞　https://nordot.app/801714459948810240?c=39546741839462401

弘前大（青森県弘前市）と医療ベンチャー企業オルバイオ（京都市）は、がん細胞に入って光る合成物質「蛍光Ｌ―グルコース」を活用し、がんを早期発見する新たな診断法の実用化に乗り出した。弘前大大学院を拠点に共同研究を進めており、副作用の少ないがん治療薬の開発も目指す。

大学院の山田勝也特任教授らは、がん細胞がブドウ糖の一種「Ｌ―グルコース」を取り込む性質に着目。この糖に蛍光色を加えた蛍光Ｌ―グルコースを開発し、がん細胞だけを光らせる技術を確立、特許を取得した。実用化に向け、現在は人体に投与する場合の影響を調べている。

---

◇*その他*

・内閣府が大学ファンド増額要求へ　　10 兆円目標へ攻防

＜共同通信　2021 年 8 月 21 日＞　https://nordot.app/801783475678576640?c=39546741839462401

世界トップクラスの研究機関を目指す大学を支援するため、政府が 2021 年度中の新設を決めた「大学ファンド」に関し、内閣府が財務省に元本の増額を求める方針を固めたことが 21 日、分かった。4 兆 5 千億円を元本にスタートする基金を 10 兆円規模へと拡大する計画だが、財務省は大学改革が進まない中での拠出に反対、内閣府との攻防になりそうだ。

ファンドは、内閣府が 21 年 4 月に設置した「科学技術・イノベーション推進事務局」が担当し、国立研究開発法人の科学技術振興機構が管理する。研究開発や資金力で群を抜く米・英の大学並みの先進的な経営を実現した数校に限り、運用益を提供する。

---

・教員免許の更新制廃止へ 人手不足や負担増の一因と不評

＜朝日新聞　2021年8月23日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP8R5371P8RUTIL004.html

教員免許に10年の期限を設け、更新前に講習を受けないと失効する「教員免許更新制」について、萩生田光一文部科学相は23日、事実上廃止することを表明した。教員の資質確保を目的に第1次安倍政権時代に法改正され2009年度に始まったが、教員不足や負担増の一因と指摘されていた。文科省は来年の通常国会で、廃止に必要な法改正をし、早ければ23年度から新たな研修制度を始める。

文科相の諮問機関・中央教育審議会の委員会が23日、「新たな教師の学びの姿の実現に向け、更新制を発展的に解消することを文科省が検討することが適当」と結論づけたのを受け、萩生田氏が会見。「一定の成果はあったが、多忙を極める先生にとって、講習の中身が十分伴っていなかったことが問題だった」と話した。文科省は更新制の代わりに、都道府県教育委員会が行う教員研修やオンライン研修の拡充のほか、研修履歴の記録管理の義務化を検討している。

更新制は、無期限だった幼稚園や小中高校などの教員免許に10年の有効期限を設け、期限が切れる前の2年間で最新の知識や技能などを学ぶ講習を30時間以上受け、修了認定されなければ失効する仕組み。中教審が提言し、第1次安倍政権の教育再生会議が「不適格教員に厳しく対応を」と厳格な修了認定を求め、07年に教育職員免許法が改正されて09年度に始まった。

しかし導入前から、教員の身分が不安定になり、人材不足や多忙化を招くと懸念されていた。実際、免許を更新していないために、育休や産休をとる教員の代わりになる臨時的任用教員が不足するなど、なり手不足の一因となっている。現職教員が更新を忘れる「うっかり失効」も相次ぎ、免許を管理する都道府県教委や学校長からも制度廃止を求める声が高まっていた。

萩生田氏は3月、中教審に更新制の「抜本的な見直し」を諮問し、早期に結論を出すよう要望していた。

■教員免許更新制をめぐる経緯

2000年　森喜朗首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」が導入を求める

02年　中教審が「更新時に教員の適格性を判断する仕組みは制度上とり得ない」と見送り
04年　「教員の資質向上のため」と中教審に再び諮問され、06年に導入が答申される
07年　第1次安倍政権の「教育再生会議」が導入を提言。講習の修了認定を厳しくするよう求める
　　教育職員免許法の改正で導入決定。学校教育法などと合わせて「教育3法」の改正と呼ばれる
09年　制度開始
21年　萩生田光一文科相が中教審に「制度の抜本的な見直し」を諮問

**********

[付録]

◇学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

＜文部科学省　2021 年 8 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6vac3zpn20zqbK

3 文科初第 861 号
令和 3 年 8 月 23 日

各都道府県教育長
各指定都市教育長
各都道府県知事　　御中
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 37 号）が、令和 3 年 8 月 23 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正は、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容を規定するものです。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、関係する規定の整備等について、今後、適宜御対応願います。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分御周知願います。

記

1　改正の概要

(1) 医療的ケア看護職員について

小学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護職員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「施行規則」という。）第 65 条の 2 関係）。

(2) 情報通信技術支援員について

教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する情報通信技術支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 5 関係）。

(3) 特別支援教育支援員について

教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する特別支援教育支援員について、その

名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 6 関係）。

（4）教員業務支援員について

教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 7 関係）。

なお、上記（1）～（4）については、小学校における職員に関する規定に位置付けるとともに、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用させること（施行規則第 39 条、第 79 条、第 79 条の 8 第 1 項、第 104 条第 1 項、第 113 条第 1 項及び第 135 条第 1 項関係）。

（5）スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定の幼稚園への準用について

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させること（施行規則第 39 条、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 関係）。

（6）施行期日

本省令の施行期日を公布日（令和 3 年 8 月 23 日）としたこと。

2　留意事項

（1）医療的ケア看護職員について

1.　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）において、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、学校の設置者に対して、看護師等の配置等の措置を講ずることが求められているなど、学校現場への配置の必要性が高まっている医療的ケア看護職員について、医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として、施行規則第 65 条の 2 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

・ 医療的ケア児のアセスメント
・ 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
・ 医療的ケア児の健康管理
・ 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言

2.　医療的ケア看護職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）をもって充てること。

3.　医療的ケア看護職員は、例えば、施行規則第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 で規定する、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同様、学校に配置される者の名称であり、この度の改正により、看護師等と異なる新たな資格を設けるものではないこと。

4.　医療的ケア看護職員の職務内容として規定される「療養上の世話又は診療の補助」※とは、医療的ケア児に対して、施行規則第 65 条の 2 に規定される医療的ケアやそれに関連する業務を行うものであること。

※「療養上の世話又は診療の補助」とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）において規定される看護師の業である。

（2）情報通信技術支援員について

1.　情報通信技術支援員は、GIGA スクール構想の推進により、全国の小中学校等において、児童生徒の 1 人 1 台端末や高速大容量の通信環境等が整備され、学校への配置の必要性がますます高まっている ICT 支援員について、教職員の日常的な ICT 活用の支援に従事する職員として、施行規則第 65 条の 5 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、ICT を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等が考えられること。

詳細については、「教育の情報化に関する手引-追補版-(令和 2 年 6 月)」第 8 章第 2 節を参照のこと。

（参考）「教育の情報化に関する手引」について

「教育の情報化に関する手引」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

2.　国においては、「教育の ICT 化に向けた環境整備５か年計画（2018 年度～2022 年度）」において、情報通信技術支援員（ICT 支援員）を 4 校に 1 人配置することを目標とし、地方財政措置を講じているところであり、各都道府県・指定都市教育委員会等におかれては、その趣旨に鑑み、情報通信技術支援員の配置促進に積極的に努め、GIGA スクール構想の実現、推進を図られたいこと。

（3）特別支援教育支援員について

1.　中央教育審議会答申「「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和 3 年 1 月 26 日）や「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（令和 3 年 1 月）においても適切な配置や確保、活用等について報告されるなど学校現場における重要性が高まっている特別支援教育支援員について、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する職員として、施行規則第 65 条の 6 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

・ 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助
・ 学習支援
・ 学習活動、教室間移動等における介助
・ 健康・安全確保
・ 周囲の児童生徒の障害理解促進

2.　特別支援学校において「介助員」「介助職員」「介護職員」等の名称により既に配置されている職員について、「特別支援教育支援員」の名称を使用することが望ましいが、この度の改正により、当該名称の使用を妨げたり、当該職員の職務内容に変更を加えたりするものではないこと。

（4）教員業務支援員について

1.　教員業務支援員は、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日）（以下「働き方改革答申」という。）等において配置の必要性が指摘されているスクール・サポート・スタッフについて、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員として、施行規則第 65 条の 7 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

・学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
・採点業務の補助
・来客対応や電話対応
・学校行事や式典等の準備補助
・各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業

また、上記以外の職務内容についても、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、従事することを妨げるものではなく、例えば、新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動（消毒作業を含む。）や子供の健康観察の取りまとめ作業についても従事可能であること。

2.　教員業務支援員が配置される各学校においては、校長等の管理職が学校組織マネジメントを行い、教員業務支援員が教職員及び様々な支援スタッフ（以下「教職員等」という。）との適切な役割分担の下で、教職員等と連携しながら業務に従事できるよう、勤務の体制や環境等に配意すること。

また、各学校を所管する教育委員会等においては、教員業務支援員が円滑に業務に従事できるよう、例えば、教員業務支援員や教職員等が参照可能な手引やマニュアルの作成、教職員等から教員業務支援員に対して業務を依頼するに当たっての方法の整理等により、各学校における教員業務支援員の活用を支援すること。

3.　今般規定する教員業務支援員については、各都道府県・指定都市教育委員会等において、従前から独自の名称を使用している場合があるところ、今後、教員業務支援員の名称を使用することが望ましいが、当該独自の名称を使用することを妨げるものではないこと。

4.　働き方改革答申において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に整理され、文部科学省においては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知）等により、各業務の役割分担・適正化のために必要な取組の実施をお願いしているところ、教員業務支援員が担う業務については、主に「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に含まれるものであり、各業務の役割分担・適正化に係る取組を一層推進する観点からも、教員業務支援員の積極的な配置促進を図られたいこと。

また、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和 2 年 7 月 17 日付け 2 初初企第 14 号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）により、教諭等の標準

的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境の整備についてお願いしているところ、こうした取組の一層の推進のためにも、教員業務支援員の積極的な配置促進が有効であること。

(5) 幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用について

1.　幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用に当たっては、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における留意事項等を示した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1747 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえつつ、多様な背景を持つ家庭や幼児の発達の課題に対応する観点に留意すること。

2.　幼稚園においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用する際には、地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや、幼児教育アドバイザー等を含む自治体における幼児教育推進体制等との連携に留意すること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(3 文科初第 861 号)
学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 37 号）

・<u>学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 37 号）</u>

［官報］　令和 3 年 8 月 23 日　本紙　第 559 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210823/20210823h00559/20210823h005590002f.html

学校教育法施行規則　第４章　小学校　第４節

医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教育業務支援員に関する項：追加。

********** 以上 **********